

主 文

被審人を過料金 30,000 円に処する。
本件手続費用は、被審人の負担とする。

理 由

被審人は、上記 会社 の 代表取締役 に在任中
平成16年9月13日 から 2週間以内にすべき下記の登記を
平成18年2月14日 まで怠った。

記

役員の重任、辞任及び就任

適 条

平成17年法律第87号による改正 前の 商法498条
非訟事件手続法164条、162条

平成 18 年 5 月 26 日

東京地方裁判所民事第8部

裁判官 小 川 雅 敏

平成 18 年(株) 第 1-43 号

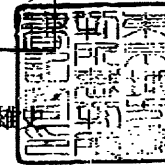
商 法違反事件

過 料 決 定

商号	株式会社
住所	区 - 30-3-02 ハイッ
被審人	

上記は謄本である。

同日同庁 裁判所書記官 島田 雄



◎ 裏面の注意書をお読みください。